

知的財産立国に向けた取組

— 国際出願制度の仕組みと今後の動向について —

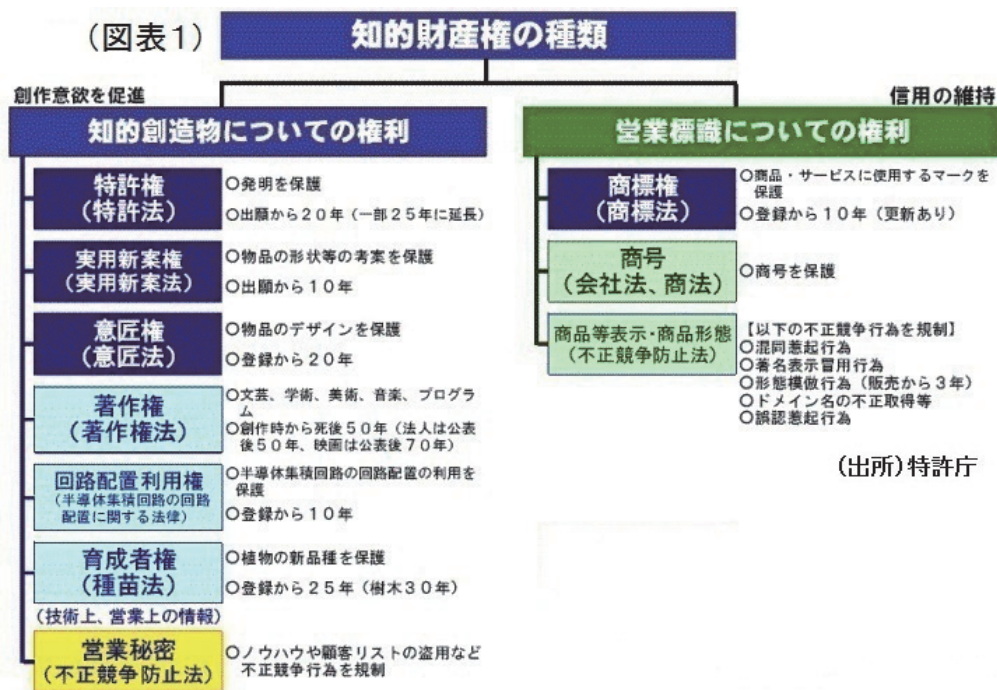
経済産業委員会調査室 藤田 昌三
ふじた しょうぞう

経済のグローバル化に伴い、国際的な事業展開を行う企業が増加し、企業間競争が先進国、新興国を問わず激化する中、市場競争力を発揮するため、国内外において、企業が有する特許権等の知的財産権の保護が不可欠となっている。2012年5月29日に知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が決定した「知的財産推進計画2012」では、国際的な知財システムの強化を図るため、「特許制度の国際調和の推進」、「意匠の国際登録に関するヘーグ協定加入に向けた取組の推進」、「商標の保護対象の拡大に向けた検討の加速」などを行うとしている。これを踏まえ、経済産業省は、これまでの商標の保護対象範囲を広げ、諸外国と一定の調和を図ること等を内容とする商標法改正案を平成25年の常会に提出することとしている¹。

そこで、本稿では、知的財産について概説した後、特許権等に関する国際出願制度の現状と今後の動向について紹介する。

1. 知的財産の種類

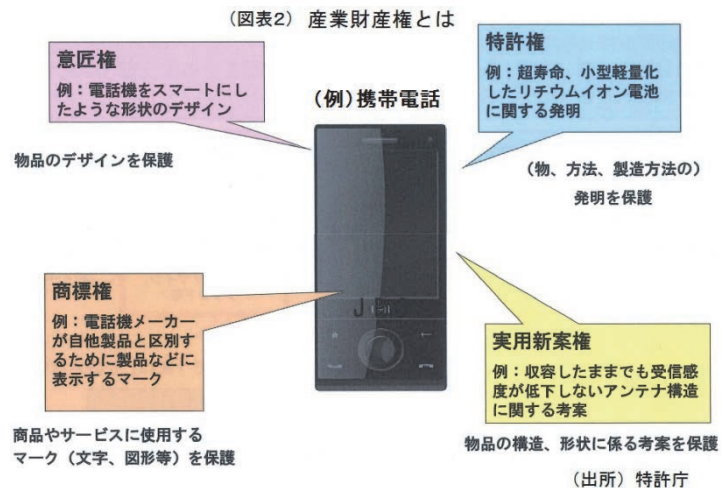
「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務



を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいい、「知的財産権」として、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利とされている²（図表1）。

知的財産権のうち、特許権は「特許法」（昭和34年法律第121号）、実用新案権は「実用新案法」（昭和34年法律第123号）、意匠権は「意匠法」（昭和34年法律第125号）、商標権は「商標法」（昭和34年法律第127号）で具体的に規定されている。これら4つの権利を総称して「産業財産権」という（図表2）。

このほか、著作権は「著作権法」（昭和45年法律第48号）、回路配置利用権は「半導体集積回路の回路配置に関する法律」（昭和60年法律第43号）、育成者権は「種苗法」（平成10年法律第83号）、営業秘密、商品等表示・商品形態は「不正競争防止法」（平成5年法律第47号）、商号は「会社法」（平成17年法律第86号）及び「商法」（明治32年法律第48号）で具体的に規定されている。



2. 外国における産業財産権の取得

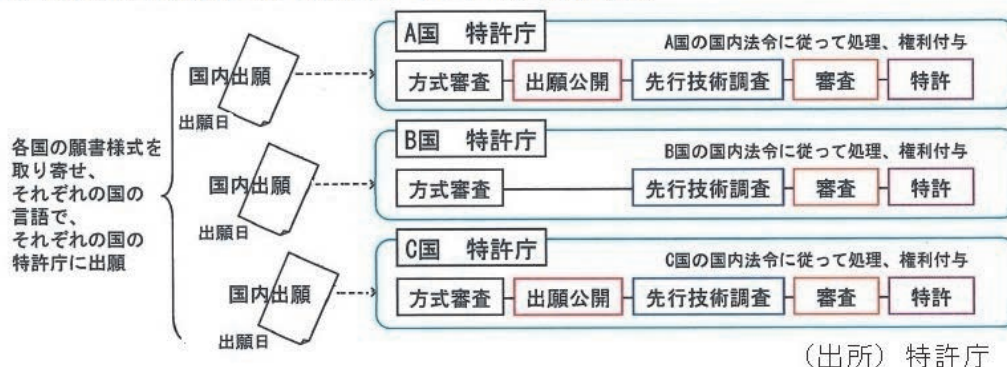
産業財産権の効力は、産業財産権を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて他の国まで及ばない。これを権利の「属地主義」という。したがって、日本以外の国において日本国内と同様に産業財産権を行使したい場合は、権利を行使したい国において改めて産業財産権を取得しなければならない³。産業財産権を取得するために出願する方法には、権利を取得しようとする国の特許庁に直接出願する方法と条約に基づき国際出願制度を利用する方法の2つがある。

(1) 直接出願

日本以外の国において日本国内と同様に産業財産権を行使したい場合は、当該国の特許庁に対して、当該国の言語で出願書類を提出（直接出願）し、当該国の国内法令に従い審査を受けて権利を取得する必要がある。したがって、複数の国で国際的な事業展開をしている企業（出願人）は、それぞれの国において権利を取得するための手続を行わなければならない（図表3）。さらに、出願人が当該国以外から直接手続をすることを認めていない国も多く、出願に当たって現地の代理人が必要となることが多い。これは、産業財産権全体的に出願において同様である。なお、実用新案権及び意匠権の出願は、権利を取得しようとする国の特許庁に直接出願する方法のみに限られている⁴。

また、工業所有権の保護に関するパリ条約⁵又は世界貿易機関⁶の加盟国（第1国）にお

(図表3)複数の国の特許庁に対する直接出願



いて産業財産権の出願をした者が、他の加盟国（第2国）において第1国と同じ内容の出願を、特許権及び実用新案権については12か月、意匠権及び商標権については6か月の間にする場合、工業所有権の保護に関するパリ条約第4条の規定に基づく優先権を主張することにより、第2国で行われる当該出願に関する発明の特許性審査における新規性及び進歩性の判断等の基準日は第1国における出願日と同日になり、この間に行われた他の出願、発明の公表又は実施等によって不利な取扱いを受けないこととなっている⁷。

(2) 国際出願

特許権及び商標権の出願は、直接出願する方法のほか、条約に基づき日本の特許庁を経由して複数の国に同時に出願することができる（国際出願）。しかし、条約に基づいて可能なのは出願のみであり、特許権及び商標権の付与は各国における国内法令に従い実体審査等を経て当該国の特許庁が決定することとなっている。

3. 特許権に関する国際出願制度の概要

特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）（以下「PCT」という。）は、特許について、自国の特許庁を経由して世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization）の国際事務局（以下「WIPO国際事務局」という。）に出願することにより、全ての加盟国に同時に出願したことと同等の効果を与えること等を定めた条約である。

PCTは1970年6月19日にワシントンで採択され、1978年1月24日に発効し、同年6月1日から運用が開始されている。2012年9月現在、146か国が加盟しており、日本は1978年10月に加盟した。

PCTに基づく国際出願は、国際的に統一された様式を用いて、自国の特許庁が定めた言語（日本の場合は日本語又は英語）で出願書類⁸を作成し、自国の特許庁に1通を提出する。当該国の特許庁は、出願人が自国の居住者又は国民であること、出願書類が所定の言語で作成されていることなどの条件を満たしている場合に、受理した日を国際出願日と認める。国際出願日を認められた国際出願は、当該出願日が権利を取得したい国（以下「指定国」という。）における実際の出願日とみなされることとなっている⁹。

PCTに基づく国際出願を受理した特許庁は、写しを作成して保持するとともに、WIPO国際事務局に原本を送付する。

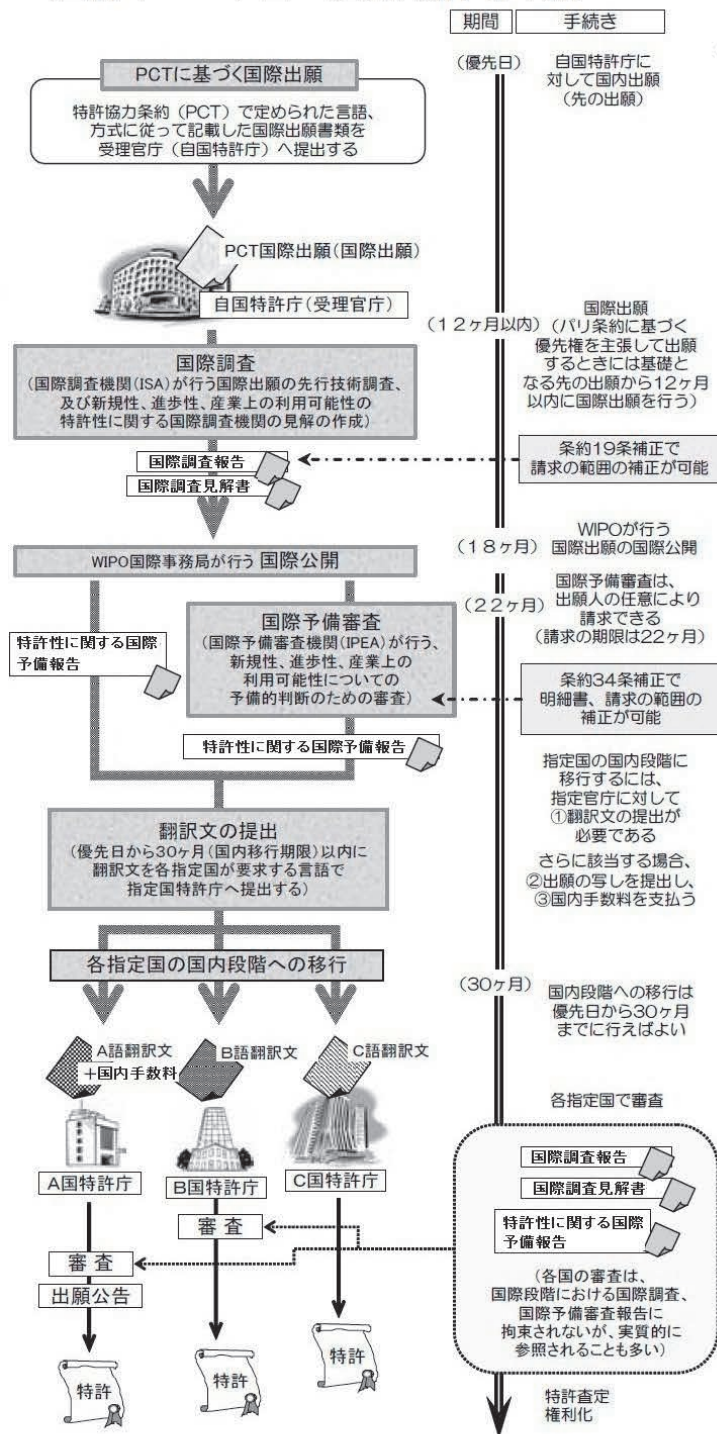
W I P O国際事務局に送付された出願書類は、P C Tの総会で選定された国際調査機関における国際調査の対象となる。国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的として行われる¹⁰。総会において選定されている国際調査機関は、オーストリア、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、スペイン、フィンランド、イスラエル、日本、韓国、ロシア、スウェーデン、米国の各特許庁と、ヨーロッパ特許庁¹¹、北欧特許庁¹²の15機関である¹³。この中から国際出願を受理した特許庁が国際調査機関を特定する¹⁴。国際調査機関は、所定の期間内に「国際調査報告¹⁵」及び「国際調査見解書¹⁶」を作成し、出願人及びW I P O国際事務局に送付する。

さらに、出願人は、国際調査見解書に加えて国際出願した発明の特許性に関する見解を入手したいとき、あるいは国際出願の内容(請求の範囲、明細書及び図面)を補正したいとき、任意で国際予備審査機関¹⁷に国際予備審査の請求をすることができる。国際予備審査は、請求の範囲に記載

されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの(自明のものではないもの)及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかの問題について見解を示すことを目的とする。国際予備審査機関は所定の期間内に「特許性に関する国際予備報告¹⁸」を作成し、出願人及びW I P O国際事務局に送付する。

この後の手続は、指定国の国内段階に移行するため、出願人は、国際出願の写しと翻訳

(図表4) PCTに基づく国際出願手続の流れ

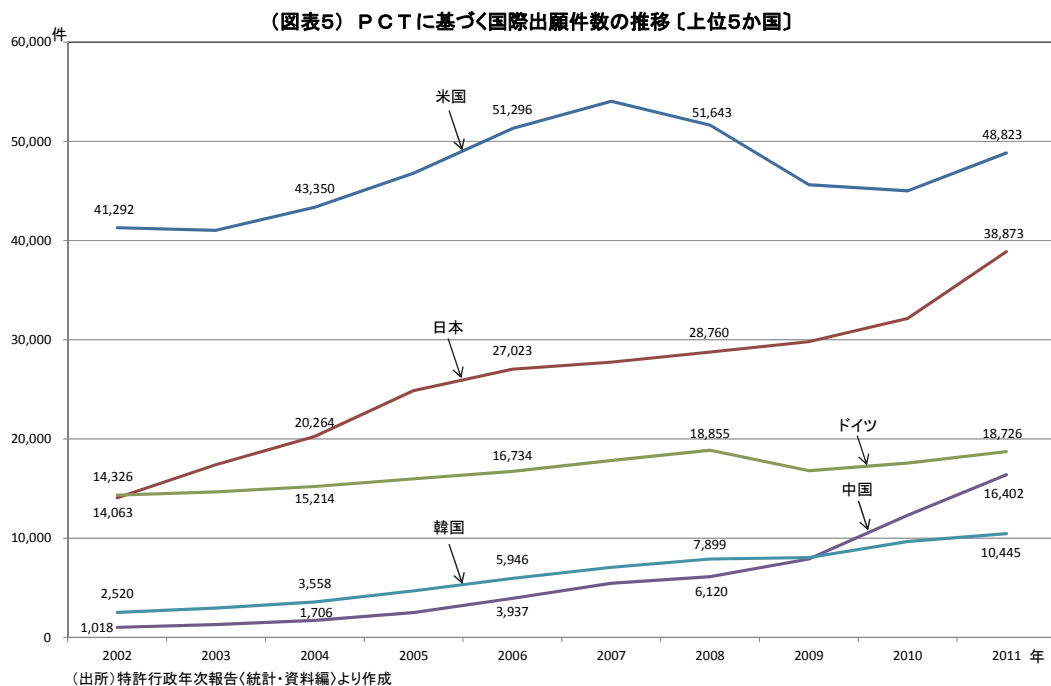


(出所) 平成24年度「知的財産権制度入門」(特許庁)

文を指定国の特許庁に提出して、実体審査を受けるための審査請求を行うこととなる。一定の期間内に審査請求を行わない場合、国際出願は指定国の国内出願の取下げと同等の効果をもって消滅となる¹⁹。いずれの指定国も、国際出願に関する発明の特許性を判断するに当たっては先行技術その他の特許性の条件に関する国内法令上の基準を適用する自由を有しており²⁰、各指定国における審査結果に基づき権利の付与が行われる（図表4）。

日本の特許庁は、PCTに基づく国際調査見解書等を利用する特許審査ハイウェイ試行プログラムを2010年1月から実施している。出願人は、日本の特許庁が国際調査機関として作成した国際調査見解書等において特許性があるとされるなどの一定の要件を満たす場合、国内段階の早期審査を申請することができる²¹。

2011年のPCTに基づく国際出願件数は181,964件（対前年比10.7%増）で、過去最高となった。出願件数の上位10か国を見ると、米国48,823件、日本38,873件、ドイツ18,726件、中国16,402件、韓国10,445件、フランス7,422件、英国4,845件、スイス4,004件、オランダ3,501件、スウェーデン3,461件となっている（図表5）。



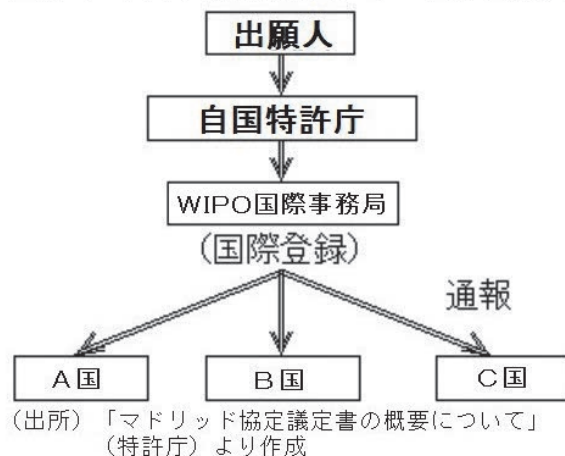
4. 商標権に関する国際出願制度の概要

「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」（Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks Adopted at Madrid on June 27, 1989）（以下「マドリッド協定議定書」という。）は、商標について、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録を受けることにより、指定国においてその保護を付与すること等を定めた条約である。

マドリッド協定議定書は、1989年6月27日にマドリッドで採択され、1995年12月1日に発効し、1996年4月1日から運用が開始されている。2012年11月現在、87か国が加盟しており²²、日本は2000年3月に加盟した。

マドリッド協定議定書に基づく国際出願は、自国の商標登録又は出願を基礎として、指定国の領域において効力を有する商標権の国際登録をするためのもので、指定国を定め、国際的に統一された様式を用いて、自国の特許庁が定めた言語（日本の場合は英語²³）で出願書類を作成し、自国の特許庁を経由してW I P O国際事務局に1通を提出する。W I P O国際事務局は、国際出願された商標の国際登録簿への登録を行う。商標は、登録された時点から指定国において、直接出願し登録された場合と同等の保護が付与されることとなっている。なお、W I P O国際事務局から国際登録の通報を受けた指定国の特許庁が保護を拒絶する場合は、通報の日から1年（又は18か月）以内に拒絶の通報を行わなければならない²⁴（図表6）。

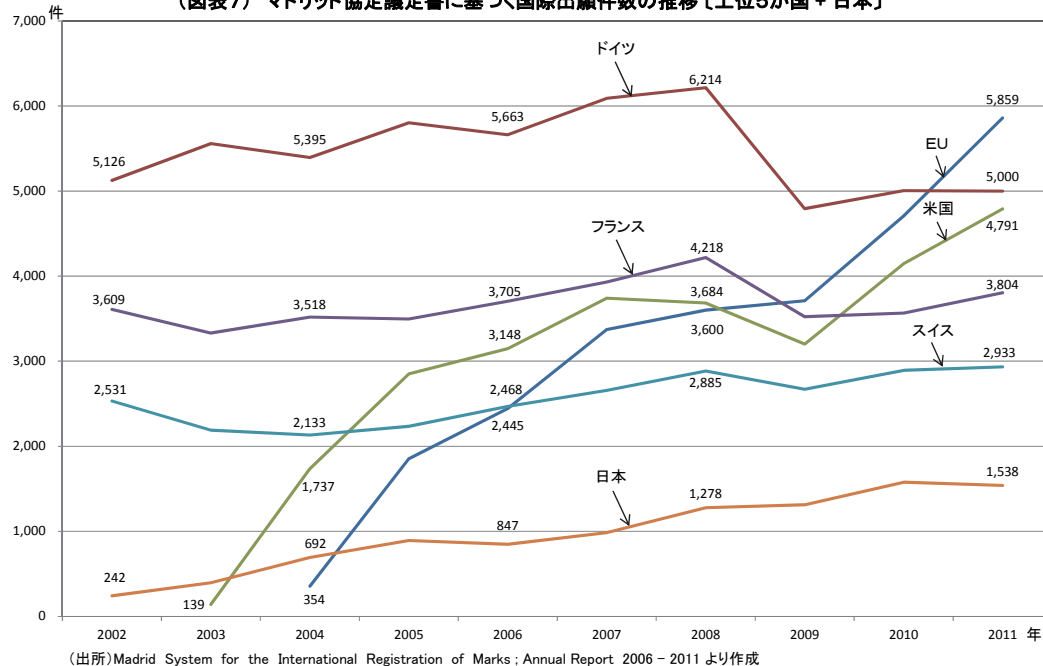
（図表6）マドリッド協定議定書に基づく国際出願手続



2011年のマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数は42,270件（対前年比6.5%増）で、過去最高となった。出願件数の上位10か国（地域）を見ると、EU5,859件、ドイツ5,000件、米国4,791件、フランス3,804件、スイス2,933件、イタリア2,306件、中国2,149件、ベネルクス3国1,920件、ロシア1,652件、日本1,538件となっている²⁵（図表7）。

日本の国際出願件数を見ると、PCTに基づく国際出願件数が世界第2位であるのに比べて第10位にとどまり、欧米に比べて極めて少ない。日本の国際出願件数が少ない一つの要因として、日本国内での商標登録又は出願が国際出願する際の要件となっていることが

（図表7）マドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移〔上位5か国＋日本〕



ある。現行の商標法において「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状、若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの、あるいは業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするものと規定されており²⁶、諸外国で保護の対象となっている「動き」、「ホログラム」、「色彩」、「位置」、「音」などは対象となっていない（図表8）。したがって、

（図表8）日本で認めていない「動き」等の各国での保護の状況

	米 国	O H I M	英 国	フ ラ ン ス	ド イ ッ	韓 国	台 湾	豪 州	シ ン ガ ポ ー ル
動き	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ホログラム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
色彩	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
位置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
音	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
におい	◎	△	△	△	△	◎	◎	◎	◎
触感	◎	△	△	△	△	—	◎	◎	◎
味	◎	△	△	△	△	—	◎	◎	◎
トレード ドレス	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎

◎：保護あり ○：改正中 —：不明 ×：保護なし
△：におい、触感、味について、欧州では、過去に匂いの登録例があったが、Sieckmann判決以降は、新たな登録はない。
*「トレードドレス」に明確な定義はないが、海外では商品の形状や包装、店舗の外観などが、「トレードドレス」として保護されている。なお、我が国において、商品の形状や包装のうち、識別力を有するものは、現行の制度においても立体商標として保護されることになる。
* OHIMは、欧州共同体商標意匠庁の略称。
（出所）「新しいタイプの商標に関する海外主要国・地域における実態について（補足）」（特許庁）

諸外国でこれら「動き」等の権利を取得しようとする場合、日本国内での商標登録又は出願ができないため、国際出願の要件を欠くこととなる。また、もう一つの要因として、いわゆる「セントラルアタック」がある。「セントラルアタック」とは、国際登録日から5年間は、国際出願の基礎である日本国内での商標登録又は出願が、取消し、撤回、無効、消滅となった場合に、指定国における保護が消滅するというものである。このことが、国際出願制度を利用しようとする者を不安にさせている。このほか、国際出願制度を利用しようとする者が権利の取得を希望するアジア諸国にマドリッド協定議定書の加盟国が少ないことなどがある²⁷。

5. 意匠権に関する国際出願制度の概要

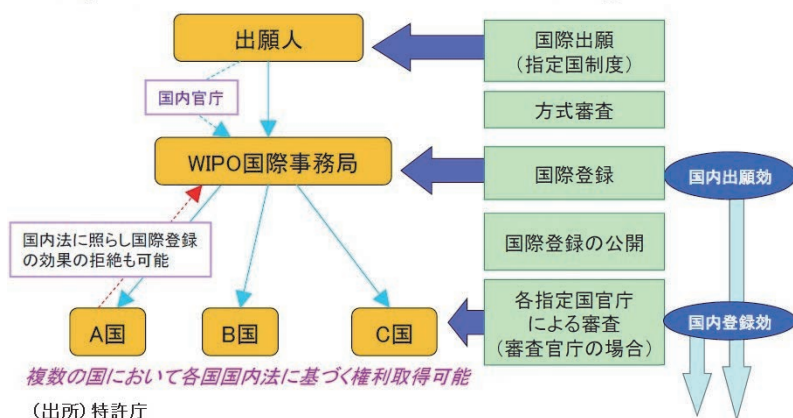
「意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブ条約」（Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs）（以下「ヘーグ協定ジュネーブ条約」という。）は、意匠について、出願書類をWIPO国際事務局に1通を提出すれば、指定国に直接出願した場合と同等の効果を与えること等を定めた条約である。

ヘーグ協定ジュネーブ条約は、1925年11月6日に締結された「意匠の国際登録に関するヘーグ協定」を、実体審査国の加盟を促進し広域での保護を可能とするために改正したもので、1999年7月2日にジュネーブで採択され、2003年12月23日に発効し、2004年4月1日から運用が開始されている²⁸。2012年10月現在、EU、フランス、ドイツ、スペイン、スイス、ハンガリー、トルコ、シンガポールなど45の国と地域が加盟しているが、日本、米国、中国、韓国は未加盟である²⁹。しかし、韓国は近々加盟の予定であり、米国、

中国も近年中に加盟するための準備を進めている³⁰。

ヘーグ協定ジュネーブ
アクトに基づく国際出願
は、国際的に統一された
様式を用いて、英語、フ
ランス語又はスペイン語
で出願書類を作成する。
出願書類には、意匠の国
際意匠分類³¹を記載する
欄があり、出願人自らが
記載してW I P O国際事
務局に提出することとな

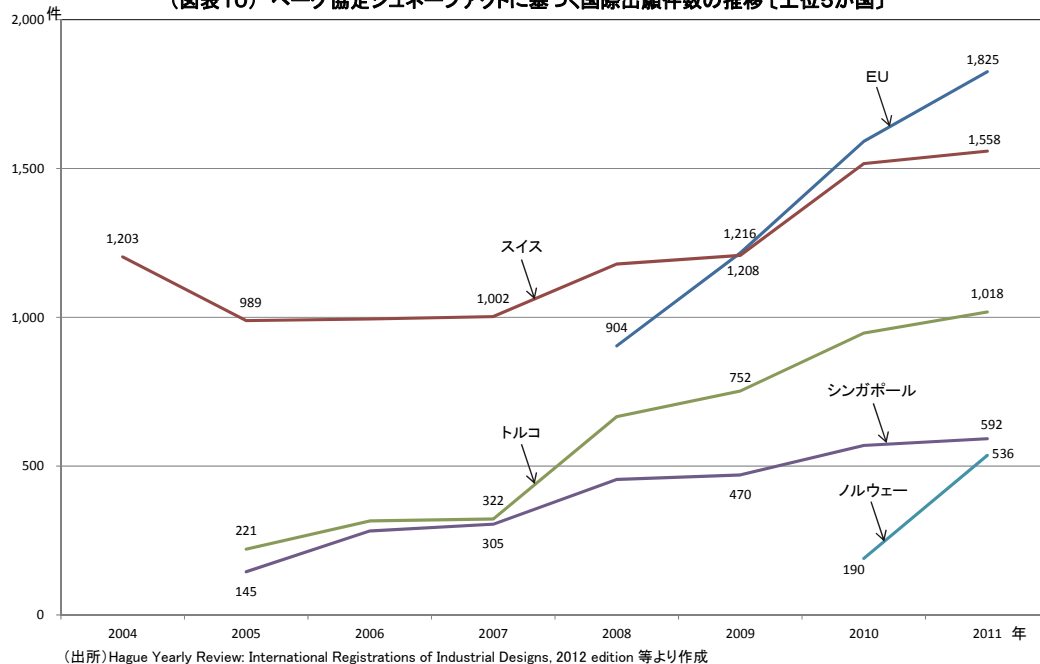
(図表9) ヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく国際出願手続



っている。W I P O国際事務局で行う審査において、出願書類に記載した国際意匠分類が間違っている場合には訂正勧告がなされる。意匠は、出願人が記載した国際意匠分類がW I P O国際事務局の審査で認められるか、又は出願人がW I P O国際事務局からの訂正勧告で示された国際意匠分類に従う場合、出願日から6か月後に国際登録簿に記載されるとともに国際公開される。国際公開により、無審査国では審査を経ずに権利の効果が発生し、実体審査国では国際公開後遅くとも12か月以内に審査を行い、登録されると権利の効果が発生することとなっている³² (図表9)。

また、ヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく国際出願は、国際意匠分類の同一クラスの商品であれば、最大100までの意匠を一括で出願 (以下「複数意匠一出願」という。) できることとなっている³³。2009年における複数意匠一出願の全体に占める割合は64.7%で、20以上の意匠を含む複数意匠一出願の割合も4.5%あり、意匠出願1件当たり平均7.6意

(図表10) ヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく国際出願件数の推移 [上位5か国]



匠を含んでいる³⁴。なお、日本での意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならず³⁵、複数意匠一出願は認められていない。

2011 年のヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく国際出願件数は 11,708 件（対前年比 8.5%増）である。出願件数の上位 10 か国（地域）を見ると、EU1,825 件、スイス 1,558 件、トルコ 1,018 件、シンガポール 592 件、ノルウェー 536 件、ウクライナ 530 件、クロアチア 458 件、モロッコ 374 件、モナコ 340 件、マケドニア 332 件となっている³⁶（図表 10）。

6. 国際出願制度の今後の動向

現在特許庁では、国際出願制度の利便性の向上について様々な検討が行われている。

PCTに基づく国際出願を利用する場合、出願人は、出願に要する手数料のうち特許庁に対する送付手数料、調査手数料等については通常の国内出願と同様に特許印紙等による納付が可能である一方、国際出願手数料、国際予備審査請求に係る取扱手数料及び特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料についてはWIPO国際事務局等有する国内の銀行口座³⁷に納付する必要がある、手数料の納付手続が繁雑との指摘がなされている。これに対し、国際出願手数料、国際予備審査請求に係る取扱手数料及び特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料についても通常の国内出願と同様、特許印紙等による納付を可能とする方向で検討が行われている³⁸。

商標権についても検討が進められ、日本と諸外国との間で保護の状況が異なる「動き」、「ホログラム」、「色彩」、「位置」、「音」については、日本においても保護の対象とすることで調整が進められている。経済産業省は、このための商標法改正案を提出する方針で、法改正後は「動き」等についてもマドリッド協定議定書に基づく国際出願を利用することが可能となり、出願手続の負担軽減等が見込まれる。一方、マドリッド協定議定書に基づく国際出願に要する手数料のうちWIPO国際事務局への納付については、「標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則」第 35 規則の規定によりスイス通貨のみと規定され、海外の銀行口座に振り込むこと等となっているが³⁹、これについては変更の動きはない。PCTに基づく国際出願における対応も参考に、今後検討が望まれる。

また、現在日本が未加盟であるヘーグ協定ジュネーブアクトについては、多くの企業が国際的な事業展開をする中、海外における意匠権の取得の重要性が増大していることや、日本以外の国に出願する場合の手続や費用の負担軽減につながることから、その加盟に向けて検討が進められている。加盟に当たっては、図面等の提出要件、国際登録の確認方法、国際出願手数料の納付方法など今後検討を要する事項も多い⁴⁰。制度利用者の利便性が阻害されることがないよう慎重な検討を望みたい。

知的財産権保護の重要性は日々増している。国際的な制度調和の実現に向けた動きを今後更に加速させ、国際的な事業展開を行う企業の経済活動を後押しする国際出願制度の確立が求められる。

-
- ¹ 『日本経済新聞』(平 24. 11. 26)
- ² 知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく。
- ³ 平成 24 年度「知的財産権制度入門」(特許庁) 45 頁
- ⁴ 平成 24 年度「知的財産権制度入門」(特許庁) 56・67 頁
- ⁵ 正式名称は、「1900 年 12 月 14 日にブラッセルで、1911 年 6 月 2 日にワシントンで、1925 年 11 月 6 日にヘーグで、1934 年 6 月 2 日にロンドンで、1958 年 10 月 31 日にリスボンで及び 1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正され、並びに 1979 年 9 月 28 日に修正された工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約」である。2012 年 9 月現在 174 か国が加盟しており、日本は 1889 年 7 月に加盟した。
- ⁶ 世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)は、ウルグアイ・ラウンド交渉で設立が合意され、1995 年 1 月 1 日に設立された国際機関である。貿易に関連する様々な協定の実施・運用を行うと同時に新たな貿易課題への取り組みを行い、多角的貿易体制の中核を担っている。2012 年 8 月現在、157 の国と地域が加盟しており、日本は設立時(1995 年 1 月)に加盟した。
- ⁷ 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)第 43 条及び第 43 条の 2 の規定に基づく。
- ⁸ 国際出願書類の様式は特許協力条約実施細則で規定されている。また、日本国内での様式は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和 53 年通商産業省令第 34 号)で規定されている。
- ⁹ 特許協力条約第 11 条の規定に基づく。
- ¹⁰ 特許協力条約第 15 条の規定に基づく。
- ¹¹ 欧州特許の付与に関する条約に基づき設立された地域特許庁である。2011 年 3 月現在、38 か国が加盟している。<http://www.epo.org/about-us/organisation/member-states.html>
- ¹² デンマーク、アイスランド及びノルウェーによって設立された地域特許庁である。
- ¹³ 平成 24 年度知的財産権制度説明会(実務者向け)テキスト「特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の手続」(特許庁) 5 頁
- ¹⁴ 特許協力条約第 16 条の規定に基づく。
- ¹⁵ 特許協力条約第 18 条の規定に基づき作成される。国際調査を行った分類、関連する技術に関する文献、発明の単一性に関する注釈などが記載される。(平成 24 年度「PCT 国際出願制度と手続の概要」特許庁 38 頁)
- ¹⁶ 特許協力条約に基づく規則第 43 規則の 2 の規定に基づき作成される。出願された発明が特許性(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)を満たしているか、条約に定める要件等を満たしているかなどが記載される。(平成 24 年度「PCT 国際出願制度と手続の概要」特許庁 38 頁)
- ¹⁷ PCT の総会において、国際調査機関と同じ 15 機関が国際予備審査機関として選定されている。
- ¹⁸ 特許協力条約に基づく規則第 44 規則の 2 の規定に基づき、国際予備審査が行われない場合は、WIPO 国際事務局が国際調査見解書と同一の内容の「特許性に関する国際予備報告」を作成することとなっている。
- ¹⁹ 特許協力条約第 24 条の規定に基づく。
- ²⁰ 特許協力条約第 27 条の規定に基づく。
- ²¹ 「PCT 出願の国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイについて」(特許庁調整課)
- ²² 世界知的所有権機関(WIPO)ホームページ
(http://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/madrid_marks.pdf)
2013 年 2 月にはメキシコが加盟して、加盟国数は 88 か国になる予定である。
- ²³ 商標法施行規則(昭和 35 年通商産業省令第 13 号)第 5 条の 4 の規定に基づく。
- ²⁴ 「マドリッドプロトコル実務の手引き」(社団法人発明協会) 3 頁
- ²⁵ 「Madrid System for the International Registration of Marks: Report for 2011」(WIPO) 11 頁
- ²⁶ 商標法(昭和 34 年法律第 127 号)第 2 条第 1 項の規定に基づく。
- ²⁷ 「マドリッド協定議定書の利用に係る我が国ユーザーが抱える課題に関する調査研究報告書」平成 19 年 3 月(財団法人知的財産研究所) 3 頁
- ²⁸ 「特許行政年次報告書 2011 年版」(特許庁) 301 頁
- ²⁹ 世界知的所有権機関(WIPO)ホームページ(<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/hague.pdf>)
- ³⁰ 「我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性について(案)」(経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会第 15 回意匠制度小委員会(平成 24 年 1 月 27 日)配付資料) 1 頁

³¹ 意匠の国際分類は、「1979年10月2日に改正された意匠の国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定」(Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs)に基づいて作成されている。この協定は1971年4月に発効し、2012年10月現在52か国が加盟しているが、日本、米国は未加盟である。

³² 「ヘーグ協定ジュネーブ条約の概要」(経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会(平成23年12月20日)配付資料)

³³ 「ロカルノ協定加盟に向けた課題と今後の対応」(経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会第18回意匠制度小委員会(平成24年6月20日)配付資料)3頁

³⁴ 「国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究～ヘーグ協定加盟に向けた意匠制度の在り方～」平成24年2月(一般財団法人知的財産研究所)28頁

³⁵ 意匠法(昭和34年法律第125号)第7条の規定に基づく。具体的な物品の区分は、意匠法施行規則(昭和35年通商産業省令第12号)別表第一で定められている。

³⁶ 「Hague Yearly Review:International Registrations of Industrial Designs,2012 edition」(WIPO)29頁

³⁷ WIPO国際事務局又はヨーロッパ特許庁への納付は、(株)三菱東京UFJ銀行虎ノ門支店の普通口座(「WIPO-PCT, Geneva」名義又は「EPO/JP-WIPO」名義)に振り込むこととなっている。

³⁸ 「特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の利便性向上について」(産業構造審議会知的財産政策部会第37回特許制度小委員会(平成24年11月2日)配付資料)

³⁹ クレディ・スイス銀行ジュネーブ支店のWIPO国際事務局の口座への振込、WIPO国際事務局に出願人が開設した口座からの引き落としなどの納付方法がある。

⁴⁰ 「意匠の国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について」(経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会第15回意匠制度小委員会(平成24年1月27日)配付資料)17・20・23頁